

地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進に向けた 観光 DX 推進モデル実証事業

公募要領

■ 公募期間

令和8年2月 12 日(木)～令和8年3月 25 日(水) 17:00(必着)

■ 問合せ先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 観光庁 観光産業課 宿泊業活性化調整室

連絡先: hqt-DX@ki.mlit.go.jp

注:電子メールによりお問い合わせください。

電子メールの件名の冒頭に、必ず「【問合せ】」と付記してください。

令和8年2月

- 本事業は、観光 DX の推進を通じて地方誘客、オーバーツーリズム対策、インバウンド消費拡大に取り組み、地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進を図り持続可能な観光地域づくりを目指す提案を求めるものです。
- 本事業は、応募主体となる観光地・観光産業におけるデータを活用した DX の取組状況に応じて、2種類のモデル(①エントリーモデル及び②アドバンスドモデル)に区分して募集します。モデルにより、事業内容の要件や事業規模が一部異なりますので、本公募要領を十分に確認したうえで申請してください。また、2種類のモデルを重複して申請することは不可とします。
- 本事業終了後も、本事業で実現したモデル、サービス及びシステム(以下「本事業の成果」という。)を継続的に活用・展開することを求めます。
- 本事業は、企業等(企業、地方公共団体、観光地域づくり法人(DMO)、宿泊施設等をいう。以下同じ。)からなるコンソーシアムでの応募を基本としています。
- 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うもので、新規性のある取組や対象エリア・事業規模(連携事業者の範囲)等の拡大が見込まれる取組を対象とします。
- 採択にあたり合意した事項が行われない若しくは守られない場合、若しくは申請書類に虚偽の記載を行う若しくはヒアリング時に虚偽の発言をした場合には、経費の全部又は一部が支払われないことがあります。
- 本公募は、令和7年度補正予算「観光振興調査費」に基づき実施するものです。

I. 実証事業の概要

1. 背景・目的

人口減少が進む我が国において、国内外との交流や幅広い経済効果をもたらす観光は、地方創生の切り札です。観光庁では、DX の推進が観光地・観光産業における課題の解決につながると考え、令和3年度から先進事例の構築に向けた実証事業等を実施しています。また、令和4年度は、「観光 DX 推進のあり方に関する検討会」を設置し、観光地・観光産業が抱える課題、解決の方向性、将来ビジョン、ロードマップ等について検討を行い、その結果を取りまとめました。これらの結果を踏まえ、「稼げる地域・稼げる産業」の実現による持続可能な観光地域づくりに向けて観光 DX を推進しているところです。

全国の観光地・観光産業において、インバウンドを含め急速に回復する観光需要を着実に取り込み、「稼げる地域・稼げる産業」を実現するためには、DX の推進を通じて旅行者の利便性向上・周遊促進、観光産業の生産性向上に取り組むとともに、これらの取組を通じて得られた旅行者や観光産業のデータを活用して観光地経営の高度化に取り組み、地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進を図る必要があります。地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進にあたっては、三大都市圏に集中する傾向にある旅行者の地方部への誘客や、特定の場所の特定の時間帯のみに集中する旅行者の需要分散(オーバーツーリズムへの対応)、インバウンドの更なる消費拡大等が有効と考えています。本事業では、特に緊急性が高く、かつ DX の成果が直接的に寄与しやすいこれらの課題に焦点を当てることとしています。

この状況を踏まえ、地域一体での持続可能な観光地域づくりに向けて、DX の推進を通じて地方誘客、オーバーツーリズム対策、インバウンド消費拡大に取り組み地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進を図る以下の事業を募集します。

II. 募集内容

1. 応募条件

本事業の対象となる応募者は、次の全ての条件を満たす者とします。

- (1) 本事業では、地域課題の抽出・解決策の提示、地域等での合意形成・体制構築、デジタル技術の活用、事業の自走化・マネタイズ等の地域内外の連携による多様な取組を求めるところから、原則、企業等からなるコンソーシアムでの応募であること。また、コンソーシアムには、宿泊事業者及び地域をとりまとめる主体(自治体・観光地域づくり法人(DMO)等)の双方を含めること。
- (2) コンソーシアムは、代表を決め当該機関が代表して応募することとし、本事業を遂行する責任を負うこと。
- (3) コンソーシアムのいずれの企業等も予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当していないこと。
- (4) コンソーシアムのいずれの企業等も、国土交通省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) コンソーシアムのいずれの企業等も、過去3年以内に情報管理の不備を理由に観光庁との契約を解除されている者ではないこと。
- (6) コンソーシアムのいずれの企業等も、暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

2. 募集対象事業

地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進を図り地域一体での持続可能な観光地域づくりを達成するにあたって、観光地・観光産業において DX の推進を通じて地方誘客、オーバーツーリズム対策、インバウンド消費拡大に取り組む先進モデルを構築するべく、以下の要件に合った実証事業を募集します。

また、本実証事業は、新たに実証主体においてデータを活用した DX 推進に取り組む①エントリーモデルと、過年度より地域一体でデータを活用した DX 推進に取り組む②アドバンスドモデルに区分して募集します。各モデルの内容は、下表のとおりです。

説明項目	①エントリーモデル	②アドバンスドモデル
課題設定	地方誘客、オーバーツーリズム対策、インバウンド消費拡大といった課題に対し、単一の課題もしくは複合的な課題解決を目指す	
実証主体※1	新たに、データを活用した DX 推進に取り組む主体	過年度より、地域一体でデータを活用した DX 推進に取り組む主体
システム基盤	既存のサービス・製品を活用し、データを蓄積する DMP※2、データを活用する BI ツール※3や生成 AI ツール等のシステム基盤を整備する	新たなデータの収集・分析・活用を目的として、既存のシステム基盤を拡張する
事業規模※4	10 百万円	30 百万円
モデルの位置づけ	これからデータを活用した DX 推進に取り組む主体が参考にできる、DX のスマートスタートモデルを創出する。無償のデジタルツールの活用も含めて、少ない投資でシステム基盤を整備する仕組みを構築し、DX に関するスキルアップ向上に繋がる施策を行い、幅広い観光地や宿泊事業者等がすぐにでも実践し、効果を実感できるユースケースを蓄積する	すでに DX 推進に取り組んでいる地域にとって参考となるような先進モデルを創出する
実証成果の要素	<ul style="list-style-type: none"> ● システム基盤の構築・運用手法(導入製品・構築費用・運用費用等) ● システム基盤の構築・運用を支えるデジタル人材の確保・育成手法 ● システム基盤の構築・運用に必要な資金調達手法 等 	
実証時の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業はシステム基盤の構築が目的ではなく、システム基盤を活用した DX 推進による効果検証が目的の実証事業であるため、システム構築は 3 か月程度で完了し、その後の期間を実証期間とすることを目安とする ● 上記実証成果の要素に記載している事項をはじめ、全国的な観光 DX の普及促進に向けて、観光庁は実証主体に対して必要な情報収集を行うものとする 	

※1 実証主体は、応募主体となる観光地・観光産業におけるデータを活用したDXの取組状況に応じて、2種類のモデル(①エントリーモデル及び②アドバンスドモデル)に区分して募集します。システム基盤の有無だけでなくデータ活用の成熟度等を総合的に勘案のうえ、申請するモデルを選択ください。なお、2種類のモデルを重複して申請することは不可としますので、ご留意ください。

※2 DMP(データマネジメントプラットフォーム)とは、複数のデータソースからデータを収集・統合・分析し、地域の合意形成、競争力の把握、施策の最適化、持続可能な戦略立案を支援するプラットフォームのことです。

※3 BI(ビジネスインテリジェンス)ツールとは、蓄積している様々なデータを収集・分析・加工し、データに基づく意思決定に役立てるツールを指します。

※4 本実証事業の規模(国費による部分)については、上記表に記載の通り①エントリーモデルは1事業あたり10百万円、②アドバンスドモデルは30百万円を上限と想定していますが、採択件数の多寡や、採択過程において、有識者からのヒアリングの結果等を踏まえた上で、事業内容・事業費を調整します。

3. 取り組む課題

地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進に向けて、データを活用したDX推進を通じて、地方誘客、オーバーツーリズム対策、インバウンド消費拡大といった単一の課題もしくは複合的な課題解決に取り組む提案を募集します。

なお、活用するデータは、公共のデータ(国の統計データ等)、民間事業者が保有するデータ(宿泊データ、人流データ等)、DMOや自治体等が保有するデータ(旅行者データ等)を複数組み合わせることを求めます。

(ア) 地方誘客

旅行者の属性・趣味・嗜好のデータ、消費動向データ、口コミデータ、宿泊・交通・観光施設等の予約データ等を活用して、市場分析・ターゲティング・商品造成・プロモーション等のマーケティングに取り組み、地方の認知拡大と誘客を図る提案を募集します。

【取組の一例】

- 旅行者の属性・趣味・嗜好のデータ、消費動向データ、口コミデータ等を活用して、市場分析、新たなターゲット設定、ターゲットの属性・趣味・嗜好に応じた商品等の造成・周知・提案・販売等を一環で実施し、誘客・周遊促進を図る取組
- 地域に蓄積した旅行者の属性・口コミ・アンケート・宿泊履歴・購買履歴等のデータを活用して顧客関係管理に取り組み、顧客のニーズに沿った商品の提案等を通じて再来訪促進を図る取組
- 宿泊・交通・観光施設等の予約データを活用して、来訪予定の旅行者に対して体験・アクティビティや飲食を案内する等の販売促進を行い、地域全体での誘客・周遊促進を図る取組

(イ) オーバーツーリズム対策

旅行者の人流データ、宿泊・交通・観光施設等の予約データ、道路・駐車場等の映像データ

タ等を活用して、需要の分散・平準化や、観光地・観光産業の供給力の向上等に取り組み、オーバーツーリズムの未然防止・抑制を図る提案を募集します。

【取組の一例】

- 道路の渋滞状況、駐車場の満空情報、観光施設・飲食店・公共交通機関の待ち人数等といった混雑状況を可視化し、旅行者への提供やデータに基づく混雑緩和施策の検討・実施を通じて、旅行者の需要の分散・平準化を図る取組
- 旅行者の属性データや現在位置データ、混雑状況等を活用して、旅行者に対してその時・その場所・その人に応じた観光ルート等のレコメンドを提供し、旅行者の需要の分散・平準化や地域一体での周遊促進を図る取組
- 宿泊・交通・観光施設等の予約データを活用して将来の需要を把握し、地域事業者による仕入・人員配置の最適化等を通じた供給力の向上に取り組み、旅行者の周遊促進を図る取組

(ウ) インバウンド消費拡大

インバウンドの属性・趣味・嗜好・移動のデータ、口コミデータ、アンケートデータ、観光案内所等の問い合わせデータ等を活用して、市場分析・ターゲティング・商品造成・プロモーション等のマーケティングに取り組み、インバウンドの誘客・周遊促進・消費拡大に取り組む提案を募集します。

【取組の一例】

- インバウンドの属性・趣味・嗜好・移動のデータ、口コミデータ、アンケートデータ、観光案内所等の問い合わせデータ等を活用してニーズの分析等を行い、ニーズに合致した商品等の造成・周知・提案・販売等を一環で実施し、インバウンドの周遊促進・消費拡大を図る取組
- 生成 AI 等の技術を活用して、インバウンドの属性・趣味・嗜好等に応じた多言語での商品等の周知・提案・販売等を実施し、インバウンドの利便性向上・消費拡大を図る取組

4. 本実証事業の実施内容

実証事業者※1は、本実証事業の実施に伴い、以下の業務に取り組むこととします。

各業務の詳細は、事業採択後に別途お知らせします。

※1:本事業に採択されたコンソーシアム等

なお、本実証事業の進捗管理は、基本的に代表企業等が実施し、事務局(観光庁が別途指定する事務局を指す。以下同じ。)により進捗・執行管理補助を実施します。

(1) 事業計画書の作成

本実証事業を実施するにあたり、有識者等の意見を踏まえ、事務局と調整の上、事業計画書を作成していただきます。事業計画書のフォーマットは、事業採択後に別途お知らせします。

(2) 実証実験の実施

以下の項目について留意し実証実験を行い、観光地・観光産業においてデータ活用を通じて課題解決に取り組み、地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進を図る先進モデルを構築していただきます。

○ 実施体制

- 地域課題の抽出・解決策の提示、地域等での合意形成・体制構築、デジタル技術の有効的な活用、事業の自走化・マネタイズ等の本実証事業を確実に遂行できる体制とすること。

○ 実証実験の円滑な運営

○ 地域の関係者への理解の促進

○ 実証結果の分析・評価

- データ活用を通じた課題解決に向けて、実証内容に応じた適正な手法により、実証結果の分析・評価をすること。また、実証事業終了後の取組の持続性を考慮し、地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進の観点も含めて分析・評価すること。

(3) 実証成果報告書の作成

実施した実証事業に関する実証成果報告書を作成していただきます。本報告書には、本実証事業の実施内容のほか、実証実験の結果や構築したサービス等の詳細、課題の抽出、他の地域への展開に向けた検討等を取りまとめることとします。なお、内容や分量に関しては事務局と協議の上で定めます。

5. 対象経費

(1) 本実証事業において対象とする経費

本実証事業において対象とする経費については、以下のとおりとします。このうち、「1.応募条件」及び「2.募集対象事業」の要件を満たす本実証事業活動を実施するために必要な経費であって、適切かつ効率的に計上されているものが対象となります。

I . 実証事業費	
①人件費	事業計画書・報告書等の作成、サービス開発、実証実験、分析・評価、先進モデルの構築等に従事する者の人件費。 なお、従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、本実証事業に従事する部分の人件費を計上してください(各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。)。 裁量労働制を適用している場合には、エフォート率※2による按分計上が可能です。 ※2:本実証事業に従事する者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち、当該事業の実施に必要となる時間の配分率(%)。
②旅費	本実証事業を行うために必要な出張に係る経費。
③謝金	本実証事業を行うために必要な謝金(例:会議等に出席した外部専門家等に対する謝金)。

	貴団体の謝金規定等に基づいて計上してください。ただし、国の支出基準を上回る場合は当該基準に基づき計上してください。
④借料及び損料	本実証事業を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
⑤消耗品費	本実証事業を行うために必要な消耗品(例:紙、封筒、ファイル、文具用品類)の購入に要する経費。 ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるものに限ります。
⑥その他諸経費	本実証事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、①～⑤のいずれの区分にも属さないもの。 例:通信運搬費(例:郵便料、運送代、通信・電話料等) 光熱水料(例:電気、水道、ガスの料金等) 損害保険料 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用等 印刷費
II. 再委託費	本事業に採択されたコンソーシアム参画企業等から、コンソーシアムに参画していない企業等へ本実証事業の一部業務を実施させる際に必要な経費。
III. 一般管理費	本実証事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、I.及びII.の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。

(2) 実証事業者以外への委託に関する事項

本実証事業の一部を実証事業者以外の者に委託する場合には、事前に観光庁に可否を確認する必要があります。

また、主たる業務の多くの部分を実証事業者以外の者に委託することはできません。

(3) 本実証事業の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業中及び事業完了後に観光庁及び事務局が精査し、事業完了後に実証事業者へ支出する精算払いとなります。ただし、金融機関との連携等による場合は概算払いを可とします。なお、金融機関に支払うべき手数料、利子等が発生した場合は、実証事業者が負担するものとします。

また、次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

【補足事項】

以下のような経費は対象としません。

- ① 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ② 本実証事業の内容に照らして当然備えているべき機器・備品等(例:机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等)
- ③ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④ 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ⑤ 恒久的な施設の設置及び大規模な改修に係る費用、耐久消費財及び用地の取得等の本実証事業の範囲に含まれない経費
- ⑥ 営利のみを目的とした活動に関する経費
- ⑦ コミュニティファンド等への初期投資(シードマネー)及び出資金
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑩ 本事業の申請に要した費用
- ⑪ その他事業と無関係と思われる経費

6. 本実証事業の実施期間

原則として、採択後1ヶ月以内に事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和9年1月29日までの期間を、経費計上の期間としますが、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると観光庁が認めた場合は、この限りではありません。

ただし、本実証事業終了後も、令和8年度末に開催を予定している成果報告会において本実証事業の成果を報告していただくことや、令和9年度以降においても、事業成果等の継続的な活用や、展開の進捗について継続して調査する予定です。

III. 実証事業者の選定

1. 実証事業者の選定

(1) 選定方法

実証事業者の選定に当たっては、「(2) 選定基準」に従って、応募期限までに応募があったものの中から、5月頃に実施予定の有識者等により構成される選定委員会において選定を行います。

(2) 選定基準

選定に当たっては、以下の観点から審査を実施します。必要に応じて、ヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施します。

i. 形式審査

- 応募者が、「II. 募集内容」の「1.応募条件」に掲げる要件を満たしていること。
- 応募内容が、「II. 募集内容」の「2.募集対象事業」に掲げる要件を満たしていること。

ii. 内容審査

応募内容に対し、次の各項目について審査します。

＜審査における必須項目＞

- ① 事業内容の理解度
- ② 提案内容の的確性
- ③ 提案内容の独創性
- ④ 事業遂行の確実性

※詳細については、【別紙】審査項目をご参照ください。

(3) 選定結果の公表

選定結果については、観光庁又は事務局から、選定者に対して通知するとともに、観光庁のウェブサイトにて選定団体名、事業内容等を公表します。

また、選定・不選定の理由に関する個別の問合せはお控えください。

2. 応募方法

【申請書類の提出方法】

電子メールにてご提出いただきます。

注:件名の冒頭に【申請書類提出】と付記してください。

【宛先】

hqt-DX@ki.mlit.go.jp

【提出内容】 次の各書式を作成してください。

- 様式1:事業概要説明書
- 様式2:企業等概要書
- 様式3:事業計画
- 様式4:必要経費の内訳

注:様式1は、観光庁等が公表することを前提とし作成してください。

【提出形式】

- 様式1～3を1つにまとめた Microsoft PowerPoint 形式 1部
- 様式4 Microsoft Excel 形式 1部

注1:電子データは、ウイルスチェックを確実に実施した上で、提出書類全体で10MB以内に納めてください。(容量が10MBを超過する場合は観光庁まで問合せください。)

注2:各様式は日本産業規格A4列4版(A4)、日本語で作成してください。

注3:参考資料の提出は可能ですが、様式1～4の記載内容をもって審査いたしますので、必要な事項については様式内に必ず記載ください。

【応募する際の留意点】

申請書類受領連絡は、受領確認後、観光庁よりメールを送付いたしますので、電話での問い合わせは控えていただくようお願いします。

hqt-DX@ki.mlit.go.jpから2営業日以内にメールでの連絡がない場合は、件名の冒頭に【提出確認】と付記したメールにて、問合せください。

【応募期限】

令和8年3月25日(水) 17:00

IV. 留意点

1. 申請内容等について

- (1) 本実証事業の内容が宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (2) 本実証事業の内容に、具体的な実現見込みのない取組を記載しないこと。
- (3) 本実証事業の選定を受けた者は、選定通知を受けた後、当該事業の内容を変更する場合又は当該事業を中止しようとする場合は、事前に観光庁の承認を得なければならないこととします。ただし、観光庁又は事務局からの事実関係の確認に応じて内容を変更した場合は、この限りではありません。
- (4) 応募内容についてヒアリング（遠隔によるものを含む。）を実施する場合があります。また、必要に応じ、追加資料提出等の対応を求める場合があります。
- (5) 申請書類、ヒアリングで入手した情報、追加で提出された資料等については、選定委員会の委員等に提供します。
- (6) 申請書に虚偽の記載を行う、ヒアリング時に虚偽の発言をする等の場合は、本申請を無効とします。事業の選定後に虚偽等が発覚した場合も同様で、経費の全額又は一部が支払われないことがあります。
- (7) 選定過程及び選定後において、必要に応じて有識者による意見を踏まえ、実際の実証事業の内容を申請内容（提案内容）から変更することがあり、申請内容等のとおりに実証を行うとは限りません。

2. 事業期間中について

- (1) 実証事業者は、観光庁及び事務局から、実施工程の管理補助・執行管理を受けていただきます。
- (2) 本事業の趣旨に鑑み、観光庁、事務局及び有識者から、事業内容や必要経費等についてコーチング（改善指導等）を実施することがあり、これに伴って事業内容等を大きく変更していく場合があります。

3. 事業完了後について

- (1) 実証事業者は、事業完了後1週間以内に、次の書類を提出していただきます。
(書類の様式は、実証事業者に対し別途指定します。)
 - 実証成果報告書（本実証事業にて構築したサービスやシステムの仕様や構成が分かる説明等を含む）
 - 経費内訳報告書
 - 業務従事日誌（人件費を計上する者に限る。）
 - 労働時間明細書（人件費を計上する者に限る。）
 - 人件費単価表及び計算書（人件費を計上する者に限る。）
 - その他の経費証憑書類
- (2) 実証事業者は、観光庁において実施予定の成果報告会等において、進捗状況、取組内容、成

果等を報告していただく場合があります。

- (3) 事業完了後には、観光地・観光産業においてデータ活用を通じて課題解決に取り組み地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進を図る取組の参考となるよう、国等により事業内容や成果を公表し、実証事業者においても事業成果の情報発信を求める予定です。なお、「3.(1)」において提出した実証成果報告書を国において公開することがあります。
- (4) 本事業終了後においても、観光庁が必要と判断した場合、本事業に関する報告を求めることや、関係者への事情聴取及び事業成果の発表を求める場合があります。

4. 事業経費・精算について

- (1) 応募申請時においては明確な成果目標を示していただき、その達成状況及び「3.(1)」における実証成果報告書の内容によっては、全部又は一部の経費を国が支払わない場合があります。
- (2) 経費計上の対象期間は、原則として、観光庁が事業を採択した後、事務局との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和9年1月29日までの期間とします(ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とすると観光庁が判断した場合は、この限りではありません。)。このため、応募に要する経費等は、事業の採択前に発生する経費であり、対象とはなりません。
- (3) 本事業は、観光庁における調査事業の一環として行うものであることに鑑み、事業内で新たに機材や装置等が必要となった場合は、購入ではなくリースによる対応としてください。
- (4) 既に提供されているサービスやコンテンツを活用し、新たな事業を実施する場合は、既に提供されているサービスやコンテンツそのものの実施費用は、経費の対象外とします。
- (5) 実証事業者は、本実証事業に係る経理について、他の経理と明確に区別し、その収支の事実を明確にした証拠書類(契約書、支払領收書等)を整理し、事業完了後1年間保存しなければなりません。また、精算の際には証拠書類の写しを提出していただきます。
- (6) 実証事業者(コンソーシアムにおいてはその代表企業等)は、経費の執行に係る全ての責任を負うことになり、事業経費の適正な処理や本実証事業を遂行する等の義務が生じます。
- (7) 取組に係る経費は、証拠書類の写しを提出いただき、対象経費であるかを観光庁及び事務局が精査し、金額が確定したのち、精算払いとなります。

5. メディア等からの問合せ等について

- (1) メディア等から本実証事業について問合せや取材があった場合、必ず事前に事務局に報告するとともに、その内容が記事掲載又はテレビ放送などされる前に、必ず事務局にその内容を報告してください。また、その報告の内容について事業実施報告書への記載を求める場合があります。

6. その他

- (1) 本事業は、補助金や交付金の類ではなく、観光庁における調査事業の一環として行うものです。
- (2) PR 映像撮影、報道機関への発信、イベント、広報活動等の協力を依頼する場合があります。

- (3) 提出書類等は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。)において、開示対象となる場合があります。
- (4) 本実証事業の成果物の帰属事項については、以下のとおりとします。
- ① 成果物に関する著作権※3、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は観光庁に帰属するものとする。
 - ② 成果物に含まれる実証事業者又は第三者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
 - ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、実証事業者(コンソーシアムにおいてはその代表企業等)が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
 - ④ 実証事業者は、成果物の一部修正等を観光庁に認めることとする。
- ※3:著作権は、次の一切を含むこととする。
「複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信・公の伝達権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権」
- (5) 本実証事業を実施するに当たり知り得た情報の取扱いについては、以下の指示に従うほか、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)、「国土交通省所管分野における個人情報に関するガイドライン」等により、適切に対応することとします。
- ① 提供を受けた情報及び本実証事業実施において知り得た情報については、事業実施期間中及び事業完了後についても、その秘密を保持し、本実証事業以外に使用しない。
 - ② 提供を受けた情報及び本実証事業実施において知り得た情報のうち、機密性2(情報公開法に定める不開示情報に該当する蓋然性が高い情報を含む情報)以上の情報については、日々厳重な管理体制のもと管理し、観光庁と事務局で協議の上、令和9年3月31日以降速やかに全て消去する。
- (6) 秘密の保持
観光庁は、提出された提案書について、公文書等の管理に関する法律(平成 21 年法律 66 号)に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。